

# 長期継続契約について（お知らせ）

## 1. 長期継続契約

平成 25 年 4 月 1 日より「立川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づき、次の契約に長期継続契約を実施することにしました。

### (1) 物品を借入れる契約のうち、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの

#### ●リース契約（翌年度以降にわたる物品の借入れ）

例：パソコン等のOA機器の借入れ

### (2) 役務の提供を受ける契約のうち、複数年にわたり経常的かつ継続的にその役務の提供を受ける必要があるもの

#### ●毎年年度当初から市が役務の提供を受ける契約

例：学校や保育所などの警備業務、地域学習館などの建物清掃業務

## 2. 複数年契約(債務負担)との相違点

本市ではすでに複数年契約を実施しておりますが、「複数年契約」が、市議会の議決により次年度以降の予算が決められるのに対し、「長期継続契約」は各年度の予算の範囲内で実施することが大きな特徴です。

なお、契約期間途中での契約解除や契約変更に対応するため、次のとおり約款を定めます。

(長期継続契約約款より)

(予算の減額又は削減に伴う解除等)

第 25 条 発注者は、翌年度以降の歳出予算において減額又は削除があった場合は、この契約を変更し又は解除することができる。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約が変更され又は解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者にその損害の賠償を請求することができる。この場合における賠償額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

また、案件公表の際は件名に（長期継続契約）と記載し、契約書には「この契約は、地

方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 の 3 の規定による長期継続契約である。」旨記載し、これまでの「複数年」契約とは異なることを明示します。

なお、あらかじめ、契約期間中に内容変更が予定されているものや単発的・臨時的な事業、設計や調査など一定期間の経過により事業が完結するものは、長期継続契約の対象としません。

ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。